平成２８年（フ）第１５５号
大阪府岸和田市神於町115番地
債務者　田口　次雄
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
大阪府泉大津市池浦町３丁目13番５号
債務者　天田　勝士
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
大阪府泉大津市池浦町３丁目13番５号
債務者　天田　慶子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
大阪府岸和田市別所町３丁目30番23―205号
債務者　細川　由香
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
大阪府岸和田市下池田町３丁目１番33―202号、前住所大阪府岸和田市下池田町１丁目13番10―203号
債務者　楠本虎之介
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
大阪府泉南市樽井７丁目13番32―504号
債務者　住友　俊治
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
大阪府泉大津市末広町１丁目６番１号　安田文化204号、前住所大阪府大阪市生野区新今里３丁目４番８号　楠マンションⅢ　601
債務者　吉田　英晃
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４３５号
大阪市北区菅栄町７番３号　笠間文化　102号室、住民票上の住所大阪市北区神山町10番３号　新谷ビル302号室
債務者　小林　真弓
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７２号
大阪市此花区西九条１丁目35番23号　クボタマンション301号、前住所大阪市淀川区塚本５丁目６番34号
債務者　中居　良浩
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２８号
大阪市此花区伝法５丁目１番59―701号
債務者　伊藤　大樹
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６８号
大阪市港区弁天５丁目１番20号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４号
島根県益田市高津１丁目４番20号
債務者　中井　奈波
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月30日午前11時
松江地方裁判所益田支部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１７２０号
東京都港区芝４丁目11番３号
債務者　一般財団法人日本ライフ協会
代表者代表理事　濱田　健士
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　恵一
4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成28年９月28日午後２時
6　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４４１号
千葉市中央区仁戸名町606番地　レオパレスのばら207号、開始決定時の住所千葉市若葉区谷当町104番地
破産者　平川　博史
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係